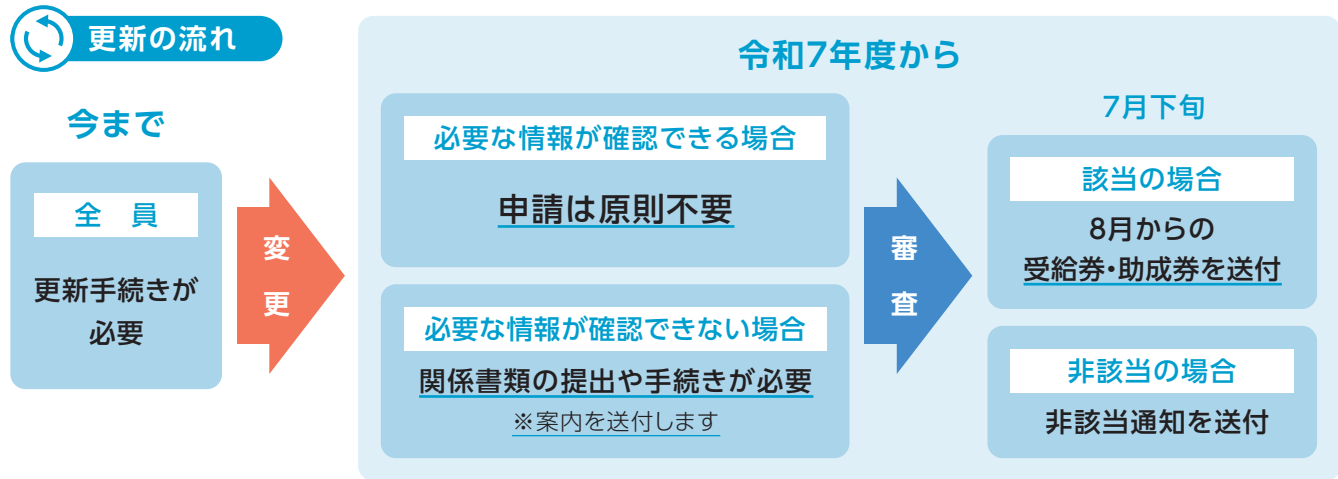


福祉医療費助成の年度更新手続きが原則不要になります

問 保険年金課
後期高齢者医療係
☎ 69-2142 ☎ 63-4618

市では、障がい者やひとり親家庭などの方の経済的負担の軽減を目的として福祉医療費助成を行っています。例年、更新手続きをいただいておりますが、令和7年8月以降、更新申請書の提出を原則不要とします。ただし、市が更新に必要な情報を確認できない場合は、個別に通知を送付しますので必ずお手続きください。審査の結果、該当になる方については、7月下旬に新しい受給券または助成券をお送りします。



※障害手帳等の有効期限が切れている方は、事前に更新手続きをしてください。

※助成対象者本人、配偶者、扶養義務者、全員の所得申告が必要です。

新たに受給資格に該当すると
思われる方はご相談ください。



マイナ保険証をお持ちの国民健康保険加入者の方へ 資格確認書の交付申請ができる場合があります

問 保険年金課 国保年金係 ☎ 69-2140 ☎ 63-4618

マイナンバーカードの申請のこと、マイナ保険証の利用登録のこと
市民課 ☎ 69-2139 ☎ 65-6338

市ホームページ



マイナ保険証をお持ちの方は、紙の保険証と同様にお使いいただける「資格確認書」の送付をしていますが、以下のような方で希望される場合は、申請により取得することができます。申請される場合は、本人確認書類をご持参のうえ、保険年金課または各地域市民センターで手続きください。

※別世帯の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

交付対象者

- マイナ保険証を紛失・返納した方
- マイナ保険証の更新手続き中の方
- マイナ保険証での受診が困難な方
(施設に入所中の方や、介助の必要な方等)

お手元の健康保険証等は記載の有効期限まで使用できます

有効期限が切れる前に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。

※後期高齢者医療制度ご加入の方は、マイナ保険証保有の方にも資格確認書をお送りします。

令和7年度国民健康保険税が変わります

問 税務課 市民税係 ☎ 69-2128 ☎ 63-4574



① 税率等を改正

被保険者の減少や医療費の増加等による国民健康保険特別会計予算の歳入不足を補うため、令和7年度の国民健康保険税率等を改正します。

② 改正の経過について

国や滋賀県の方針として、加入者負担の公平化を図るため、令和9年度の県統一保険税率をめざして、標準保険税率が提示されています。県統一に向けて今後も段階的に税率改正が必要であることも含め、皆様のご理解をいただきますようお願いいたします。

区分		令和6年度	増減	令和7年度	現行との差
医療分 (医療給付費分)	所得割	7.0%	↑	7.35%	+0.35%
	均等割	24,500円	↑	25,700円	+1,200円
	平等割	20,000円	↑	20,800円	+800円
支援金分 (後期高齢者支援金分)	所得割	2.5%	↑	2.70%	+0.2%
	均等割	8,300円	↑	9,900円	+1,600円
	平等割	6,600円	↑	7,300円	+700円
介護分 (介護給付金分)	所得割	2.3%	↑	2.35%	+0.05%
	均等割	10,000円	↑	10,800円	+800円
	平等割	6,300円	↓	6,000円	-300円

税率改正前後の試算額

例1 夫婦と子ども1人 計3人加入の場合

● 夫の所得

営業所得 300万円

所得割算定基礎額

300万-43万=257万

● 妻と子どもの所得はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満とする。

※子は7歳以上とする。

改正前 年税額 454,500円

改正後 年税額 480,900円

年間 26,400円の増額

月々 約2,200円の増額

	医療分	支援金分	介護分	(円)	
改正前	所得割 179,900 (257万×7.0%)	64,250 (257万×2.5%)	59,110 (257万×2.3%)		
	均等割 73,500 (24,500×3人)	24,900 (8,300×3人)	20,000 (10,000×2人)		
	平等割 20,000	6,600	6,300		
	年税額 273,400	+	95,700		+
改正後	所得割 188,895 (257万×7.35%)	69,390 (257万×2.70%)	60,395 (257万×2.35%)		
	均等割 77,100 (25,700×3人)	29,700 (9,900×3人)	21,600 (10,800×2人)		
	平等割 20,800	7,300	6,000		
	年税額 286,700	+	106,300	+	87,900



例2 夫婦2人加入の場合

● 夫の所得

年金収入 200万円

所得割算定基礎額

200万-110万-43万=47万

● 妻の所得はなし

※夫婦は65歳以上とする。

※低所得世帯に該当するため、均等割・平等割が5割軽減となる。

改正前 年税額 90,700円

改正後 年税額 96,800円

年間 6,100円の増額

月々 約508円の増額

	医療分	支援金分	
改正前	所得割 32,900 (47万×7.0%)	11,750 (47万×2.5%)	
	均等割 24,500 (24,500×2人×0.5)	8,300 (8,300×2人×0.5)	
	平等割 10,000 (20,000×0.5)	3,300 (6,600×0.5)	
	年税額 67,400	+	23,300
改正後	所得割 34,545 (47万×7.35%)	12,690 (47万×2.70%)	
	均等割 25,700 (25,700×2人×0.5)	9,900 (9,900×2人×0.5)	
	平等割 10,400 (20,800×0.5)	3,650 (7,300×0.5)	
	年税額 70,600	+	26,200

